

路線名 中部横断自動車道

R 8 ・ R 9 中部横断自動車道出張所管内維持工事

特 記 仕 様 書

令和 8 年 1 月

関 東 地 方 整 備 局

長 野 国 道 事 務 所

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局土木工事共通仕様書（令和 7 年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。  
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/inDex00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙－ 1 「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

### 第 2 条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者でなければならない。なお、下記に該当する場合で監督職員と協議のうえ認められた者以外は、原則、当該技術者を変更することはできないものとする。

- ① 傷病により職務の遂行が出来ないと判断された場合
- ② 死亡した場合
- ③ 退職した場合
- ④ 真にやむをえない理由により転勤となる場合
- ⑤ 発注者の責により工期延期となる場合
- ⑥ 契約日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで当該技術者が連続して従事した場合。ただし、変更予定技術者が、令和 9 年 3 月 1 日以前の日より本工事に従事している場合に限り変更を可能とする。

### 第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
2. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保できる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

### 第 4 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 2 6 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（9）の要件を全て満たさなければならない。
  - （1）建設業法第 2 6 条第 3 項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
  - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務試験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 2 7 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
  - （3）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- (4) 同一の専任特例 2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。なお、専任特例 1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
  - (5) 専任特例 2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は長野県内の工事でなければならない。
  - (6) 専任特例 2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
  - (7) 専任特例 2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
  - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
  - (9) 専任特例 2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事で行わなければならない。(※「維持工事」とは通年維持工事等(24時間体制での応急処理や緊急巡回等が必要な工事)をいう。)
2. 現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 21 日付基発第 267 号の 2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
  3. 本工事の監理技術者が専任特例 2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
    - 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど)
    - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可))
    - 3) 専任特例 2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)
  4. 本工事の監理技術者が専任特例 2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第 1 項(6)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
  5. 本工事において、専任特例 2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。
  6. 本工事は、建設業法第 26 条第 3 項第一号の規程の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

## 第 5 条 コリンズ(CORINS)への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

第6条 コリنز（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所及び座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 長野県小諸市大字御影新田 緯度 36° 17′ 55″ 経度 138° 28′ 35″  
終点 長野県南佐久郡佐久穂町大字千代里 緯度 36° 07′ 43″ 経度 138° 27′ 35″

第7条 コリنز（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、中部横断自動車道出張所管内（高速自動車国道中部横断自動車道の小諸市大字御影新田～南佐久郡佐久穂町大字千代里）において、道路維持作業を行うものである。

主な工種は、道路巡回工 1,566 回、道路清掃工 1 式、除雪工 1 式、除草工 182, 200m<sup>2</sup>、応急処理工 1 式を予定している。

第8条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

注意 1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2) 所属会社の写真とする。

第9条 低入札価格調査制度調査対象工事について

1. 契約担当官が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条件に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。  
(1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

- (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は下記のとおりとし、関東地方整備局又は長野国道事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
- なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査が終了した後に、工事成績評点を通知する。
- 公表資料は下表のとおり。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表比
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

様式は別紙様式-0-1～10のとおり。

#### 第10条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

#### 第11条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来型管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。なお、該当工種については、別途監督職員より通知する。

#### 第12条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中で工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

#### 第13条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和7年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年3月）」を参考に書類の電子化、受注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式ー2）により、工事着手前に「作成書類の役割分担役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

#### 第14条 設計図書の照査

受注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

#### 第15条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」（令和6年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
  - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.6）  
令和6年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の承諾を得た上で決定する。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
  - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
  - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセスにより、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに監督職員及び受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
  - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

#### 第16条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

#### 第17条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面にに基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

## 第18条 設計変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

## 第19条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

## 第20条 支給材料及び貸与機械

### 1. 支給品

- (1) 本工事における支給品は、別添-3「支給品明細書」のとおりとする。
- (2) 受注者は支給品について常に数量把握を行い、不足が想定される場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。
- (3) 受注者は支給品の受け取りにあたり、数量、品質、規格、重量等に異常がある場合は監督職員に報告しなければならない。
- (4) 支給品（凍結防止剤）単価については実際の購入価格により変更を予定している。

### 2. 貸与機械

- (1) 無償機械は、当初、別添-4「貸与機械明細書」による無償貸付を想定している。  
なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。
- (2) 貸付機械の取り扱いについては「請負工事用建設機械無償貸付仕様書」によるものとする。
- (3) 受注者は、善良な管理を行うとともに、道路運送車両法第47条（使用者の点検及び整備の義務）、第47条の2（日常点検整備）、第48条（定期点検整備）及び労働安全衛生規則第168条（定期自主検査）第170条（作業開始前点検）に定めるものに基づき、点検整備及び検査を実施するものとし、点検結果を記録しなければならない。
- (4) 貸与された無線設備の管理運用は、別添-5「業務委託等による国土交通省所属無線設備の取扱要領（案）」に基づき行うものとする。
- (5) 貸付機械に使用するタイヤ、タイヤチェーン、カッティングエッジ等については、監督職員が摩耗状況を判断して引渡しするが、シャープピン等軽微な消耗品については、受注者負担とする。
- (6) 受注者は、貸付機械が下記の事項に該当したときは、遅滞なく監督職員に連絡してその指示を受けるものとする。
  - ①故障（その他）により正常な運転が出来ないおそれのあるとき。

- ②事故発生時
  - ③タコグラフ、タコメータ等が正常に作動しないとき。
- (7) 貸付機械は、災害発生や緊急事態発生などの発注者の都合により返納を命ずることがある。

## 第21条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度等」が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削除するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領（令和7年3月改定）の関連要領等一覧（URL「[https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000051.html](https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html)」）によるものとする。

## 第22条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

### 1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL

「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

#### 【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板電子化対応ソフトウェア （一社）施工管理ソフトウェア 産業協会 <<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定を限定するものではない。

### 2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

### 3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和5年3月）（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

#### 4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL

（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.digital.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。

##### 【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社） 施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定を限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

## 第23条 快適トイレの試行

### 1. 内容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

##### 【快適トイレに求める機能】

- （1）洋式（洋風）便器
- （2）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （3）臭い逆流防止機能
- （4）容易に開かない施錠機能
- （5）照明設備
- （6）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上とする）

##### 【付属品として備えるもの】

- （7）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （8）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （9）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （10）鏡と手洗器
- （11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

##### 【推奨する仕様、付属品】

- （12）室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- （13）擬音装置（機能を含む）
- （14）着替え台

- (15) 臭気対策機能の多重化
  - (16) 室内温度の調整が可能な設備
  - (17) 小物置き場等（トイレトーパー予備置き場等）
2. 快適トイレに要する費用  
快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。  
受注者は、上記1.の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、上限51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。  
なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。  
また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。
3. その他  
快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議のうえ、本条項の対象外とする。

#### 第24条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。  
なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目とするが、令和8年度以降については別途監督職員より通知する。
- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
  - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
  - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
  - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
  - V. 地下埋設物の損傷事故の防止
  - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
  - VII. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
  - ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
  - ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

#### 第25条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準(案)(令和6年2月)」に基づき 監督職員へ確認を行うものとする。
2. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。
4. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必

要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

交通誘導警備員（１）

（令和８年度）

作業区分	交通誘導警備員	摘 要
昼間作業	200人（うち有資格者 100人）	道路清掃工、除草工、 応急処理（１）
夜間作業	20人（うち有資格者 10人）	応急処理（２）

（令和９年度）

作業区分	交通誘導警備員	摘 要
昼間作業	200人（うち有資格者 100人）	道路清掃工、除草工、 応急処理（１）
夜間作業	20人（うち有資格者 10人）	応急処理（２）

注）上記人数は交代要員を含むものとする。

交通誘導警備員（２）

（令和８年度）

作業区分	交通誘導警備員	摘 要
昼間作業	200人（うち有資格者 100人）	応急処理（３）

（令和９年度）

作業区分	交通誘導警備員	摘 要
昼間作業	200人（うち有資格者 100人）	応急処理（３）

注）上記人数は交代要員を含むものとする。

第 26 条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の  
行なう 1 級又は 2 級検定に合格した者） 1 名以上を充て、他は経験 1 年以上の者を配置す  
ること。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 27 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛  
かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１）真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃

以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又はWBGTが25℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工期においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③により難しい場合は、監督職員と協議すること。

### (3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

### (4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工期は含まないものとする。

### (5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率＝基準日から工期末までの真夏日÷工期

### (6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値(%)＝真夏日率×補正係数※

※ 真夏日補正係数：1. 2

## 第28条 安全管理推進技術者等認定について

### 1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

### 2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

### 3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼

- 付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
  - ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。
4. 認定技術者の認証期間  
認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。
5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い  
認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

#### 第29条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

#### 第30条 交通規制日数の報告

現道上での工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

#### 第31条 環境対策

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和9年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

#### 第32条 環境対策

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

#### 第33条 交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

#### 第34条 貸付建設機械への受注者名の標示

発注者所有の建設機械を貸与されて行う作業（工事）及び業務の実施にあたっては、受注者名を貸付建設機械に標示するものとする。なお、標示方法等の詳細については、監督職員と協議するものとする。

#### 第35条 工事現場の現場環境改善

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとする。

#### 第36条 工期

工期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

#### 第37条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

#### 第38条 週休2日交替制適用工事（完全週休2日（受注者希望方式））

1. 本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休2日交代制適用工事」の試行工事である。受注者は、工事契約後、完全週休2日交替制の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日交替制に取り組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

##### 1) 週休2日

##### ①完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

##### ②月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

##### 2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休

暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数が確保されていること。また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。
  - ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
  - ・ 変更した就業規則
4. 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等  
受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。
5. 施工計画書に基づき、受発注者間で休日確保状況を確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、現場管理費率に乗じているが、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制が未達成の場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。完全週休2日交替制の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。また、休日率の達成状況を確認後、月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

### 第39条 個人情報の取り扱いについて

#### 1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### 2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適切かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

### 4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

### 5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### 6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

### 7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙-6）を発注者に提出しなければならない。

2) 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

### 9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

### 10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

### 11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

#### 第40条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	下記を除く全ての作業	8:00～17:00
夜間作業	応急処理(2)	20:00～ 5:00
昼夜間作業	道路巡回工のうち昼夜間巡回・除雪作業	以下のとおり

道路巡回工(昼夜間巡回)及び除雪作業の標準作業時間区分は以下のとおりとする。

道路巡回	8時00分～20時00分
	20時00分～8時00分
除雪作業 昼間作業A	8時00分～17時00分
昼間作業B	17時00分～20時00分
夜間作業C	20時00分～5時00分
夜間作業D	5時00分～8時00分

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。それぞれの標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

#### 第41条 履行場所

施工場所は、中部横断自動車道出張所管内(中部横断自動車道)とする。なお、詳細については別途位置図によるものとする。

#### 第42条 概算・概略数量

1. 本工事は、概算数量を示したものであり、詳細については、監督職員の指示によるものとする。
2. 緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増(基準額×割増対象賃金比×1.35)を計上するものとする。法定休日とは、使用者の定める週1回、もしくは4週間のうちに4日の休日とする。休日割増の計上にあたっては監督職員と協議するものとする。

#### 第43条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

#### 3. 対象とする新技術

新技術活用の原則化の対象とする新技術は以下のとおりとす。

- 1) 新技術情報共有システム(NETIS)登録技術  
URL <http://www.neis.mlit.go.jp>
- 2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

#### 第44条 新技術の活用「施工者選定型」

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、前条新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則1つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が前条新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「-VE」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム（NETIS）」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係る情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

#### 第45条 建設現場における遠隔臨場の実施

##### 1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手持ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

##### 2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

### 3. 実施内容

#### (1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声 Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

#### (2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮すること。

#### (3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、配置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、いずれのシステムを利用してもよい。

#### (4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

#### (5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙提出様式 7 を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

#### (6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にはリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

#### (7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

## 第 46 条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

### 1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削

減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

## 2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
		書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

## 3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

## 4. 実施内容

### （1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

### （2）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

### （3）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

### （4）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

### （5）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

### （6）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和3年9月30日

(国不建第 273 号)』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

#### 第 4 7 条 契約後 V E 方式

「V E 提案」とは、契約書 1 9 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

1. 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
2. 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。
  - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
  - (2) 契約書第 1 8 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
  - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
3. 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式 8 ~ 11）に記載し、発注者に提出しなければならない。
  - (1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
  - (2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
  - (3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
  - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
  - (5) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項
  - (6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
4. 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
5. 受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 3 5 日前までに、発注者に提出できるものとする。
6. V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
7. 提出された V E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
8. V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後 1 4 日以内に書面（別紙様式 12）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
9. V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
10. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
11. 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 1 0 分の 5 に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
12. V E 提案を採用した後、契約書第 1 8 条の条件変更が生じた場合、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として、変更しないものとする。
13. 評定の結果、当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

14. 発注者がV E提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

#### 第48条 生産性向上チャレンジ工事

##### 1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行工事である。

##### 2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「第43条新技術の活用「新技術の定義」」において採用した取組みについては本試行の対象外とする。

##### 3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組みの履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

##### 4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

#### 第49条 出来高部分払い

本工事において部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性および質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html> 参照]に基づき行うものとする。

#### 第50条 少雪時における除雪体制を確保するために必要となる固定的経費の積算計上の試行

##### 1. 本工事は、少雪時において除雪体制を確保するために必要となる固定的経費を積算計上する試行工事である。

##### 2. 試行にあたり、受注者は発注者に試行の取組の意向の有無を報告すること。また、受注者に取組の意思がある場合は、下記について受発注者間協議により設定すること。

###### (1) 固定的経費（全体額）の対象となる除雪機械等の設定

本試行では、1ヶ月以上除雪体制に組み込まれている除雪機械、凍結防止剤材散布車等を対象とし、受発注者間協議により、機械と台数を設定するものとする。ただし、他工事と併用する除雪機械、凍結防止剤散布車等は対象としない。また、保有区分については、受注者からの貸与機械、自社持ち機械、リース機械を対象とする。

###### (2) 除雪体制確保等期間の設定

除雪体制確保期間は、地域の降雪の実情に応じて除雪体制の確保が必要な期間を設定するものとする。また、機械ごとに日単位で設定するものとする。

##### 3. 固定的経費の費用計上

本試行においては、下記(1)から(3)により固定的経費を計上することとする。

###### (1) 固定的経費（全体額）の算出

$$\text{固定的経費（全体額）} = M1 + M2$$

$$M1 = \sum (K \cdot D)$$

$$M2 = M1 \text{ に対応した間接費（共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費等）}$$

M1：固定的経費（直接工事費）（円）

M2：M1を対象額とした間接費（円）

K：機械経費（固定費）（円/日）

D：除雪体制確保期間（日）

※間接費の算定にあたっては無償貸付機械評価額も考慮すること

※固定的経費（全体額）を算出する際は当該工事の落札率を乗じること

※固定的経費（全体額）（M1+M2）は税抜き価格とする（万円単位、万円未満切り捨て）

(2) 「除雪実作業経費（出来高分）」と「除雪待機費」の合計額の算出

除雪実作業費（出来高分）+除雪待機費=直接工事費+間接費

※間接費=直接工事費に対応した間接費（共通仮設費+現場管理費+一般管理費等）

※除雪実作業経費（出来高分）及び除雪待機費は、精算変更時の数量とし、通常的设计変更と同様、単価合意率を踏まえて算出すること。

※除雪実作業経費（出来高分）と除雪待機費の合計額は税抜き価格とする（万円単位、万円未満切り捨て）

(3) 固定的経費（計上額）の積算計上

上記(2)で算出した「除雪実作業経費（出来高分）」と「除雪待機費」の合計額が、上記(1)で算出した「固定的経費（全体額）」を下回る場合において、以下の計算式により「固定的経費（計上額）」を積算計上する。

固定的経費（計上額）=固定的経費（全体額）  
-（除雪実作業経費（出来高分）+除雪待機費）

※なお、複数年国債で実施している維持工事については、単年度ごとに評価することとする。

4. 除雪機械等の定期点検等

本試行に取り組む場合、受注者は試行の対象となっている除雪機械、凍結防止剤散布車等の機械を定期的に点検し、点検整備簿等を保管しておくものとする。

5. 監督職員等による履行状況の確認

精算変更時に固定的経費を計上する場合、監督職員は関係書類を精算変更前に確認するものとする。また、受注者は、完成検査時に検査職員に関係書類の提示を求められた場合は提示するものとする。なお、固定的経費を計上しない工事については、上記資料の提示は要しない。関係書類は下記のとおりとし、貸付機械については貸付機械の仕様書等に基づく書類を基本とするが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

項目	内容
除雪機械の台数	固定的経費の対象となる除雪機械の一覧表等
除雪機械の規格	除雪機械の規格が明記されている書類 (貸付調書、借用(返納)書等)
供用日数	供用日数が確認できる書類(貸付調書、借用(返納)書等)
保険料	保険加入に関する書類(契約書、明細書等) ※発注者が加入済みの場合は不要
公租公課	納税に関する書類(納税証明書等) ※発注者が納税済みの場合は不要
格納保管等経費	格納保管、点検・整備・修理に関する書類 (保管状況写真、点検整備簿等)

## 6. アンケート調査

本試行においては、試行の取組状況等の確認を行うため、アンケート調査を実施する予定であるのでこれに協力すること。

### 第51条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

### 第52条 総価契約単価合意方式

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

（共通仕様書第3編3-1-1-1の適用）

2. 共通仕様書第3編3-1-1-1第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求められることができるものとする。

（合意単価の公表）

3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

### 第53条 ISO9001認証取得の活用

1. 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事（以下、「ISO活用工事」という）である。ただし、低入札価格調査制度調査対象工事及び過去2年以内に粗雑工事による指名停止等措置をうけた受注者を除くものとする。
2. 受注者は、JISQ9001（ISO9001）の認証を取得している場合において、契約締結後に申請し、発注者の承認を受けた場合、本条の規定に従って、ISO活用工事として実施することができる。
3. 受注者は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを希望する場合、工事請負契約締結の日から14日以内に以下の書類により申請し、承認を得ることとする。

①申請書（別紙様式-13）

②ISO9001の認証の取得に係る登録証の写し

③ISO9001の審査に係る書類（受注者が送付を受けた最新の審査報告書、その審査の合否判定結果の写し）

- ④申請に係る工事を担当する内部組織が、ISO9001の認証を取得していることを示す書類
  - ⑤ISO9001の認証の範囲が工事の内容に一致していることを示す書類
  - ⑥申請者が申請日の前年度及び前々年度（申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては前々年度及びその前年度）に完成した官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（港湾空港関係を除き、申請工事が土木工事の場合には土木工事、営繕工事の場合には営繕工事のものに限る）のすべての工事成績評定通知書の写し
  - ⑦⑥がない場合、ISO9001の認証取得以降に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事の成績評定を受けているときは、直近の工事成績評定通知書の写し  
但し、②でその内容が確認できる場合、④、⑤は提出を要しない。
4. 次に掲げる場合においては、本取扱いを中止し、通常の監督業務を実施する。
- ①受注者のISO9001認証が取り消された場合、又はその維持が困難と見込まれる場合。（別紙様式-14により監督職員に速やかに申出）
  - ②受注者の検査記録及び品質マネジメントシステムの運用状況に関して不適合が多いと認められた場合。
5. 受注者は、別途発注者から委託を受けた機関が行う品質システム運用による効果等の調査に関し、協力するものとする。
6. 品質計画書の提出
- 受注者は、工事に係る品質計画書を作成し、工事の着手前に監督職員に提出するものとする。この場合、当該工事の施工計画書及び品質計画書は統合して作成することができる。また、両者をそれぞれ作成する場合において、その記載内容に重複が生じる場合は、その一方の記載において他方の記載を参照すべき旨を記載して作成することができる。
7. 品質マネジメントシステムを活用した監督業務
- 本工事は、以下の項目について、受注者が作成した検査記録を監督職員の確認（以下「検査記録の確認」という）を受けることにより、代えることができる。
- ①「指定材料の確認」  
指定材料の確認については、指定された材料の品質・規格等の試験、立会い又は確認を、受注者が作成した検査記録を確認することをもって代えることができる。
  - ②「工事施工の立会い」  
工事施工の立会いについては、受注者が作成した検査記録を確認することをもって代えることができる。
  - ③「段階確認」  
段階確認については、ISO9001活用工事の場合、原則として、下表の右欄の方法に代えることができる。但し、重点監督の対象工種については、通常の段階確認を実施するものとする。受注者が当該工事の一部の工事種別についてこの取扱いを希望しない場合についても、監督職員の承諾を得た上で通常の立会い及び段階確認を選択することができる。

	監督項目	段階確認
①	掘削長さ、支持地盤等 設計変更に関わる項目	通常の段階確認を実施する。
②	事前に試験矢板又は試験杭の施工を伴う項目	通常の段階確認を実施する。ただし、試験矢板又は試験杭の施工以降の矢板及び杭の施工については適当な時期に受注者の検査記録の一部を提出して確認する。

③	鉄筋組立てに関する項目	通常の半分の頻度で段階確認を実施する。
④	土木工事共通仕様書第3編第1章1-1-6の6項、表1-1段階確認一覧表のうち上記①、②、③以外の項目	適当な時期に受注者の検査記録を確認する。
⑤	その他の事項	適当な時期に受注者の検査記録の一部を抽出して確認する。

## 8. 内部監査の実施

内部監査は、6ヶ月に1回程度（工期が6ヶ月以内の場合にあっては工期内において1回以上実施）するものとする。なお、受注者は、本工事の品質計画書又は施工計画書に、本工事で実際に内部監査を行う監査チームリーダーの氏名、経歴、経験及び具体的な監査実施時期を記述するものとする。

内部監査における監査チームのリーダーは、以下の①～④のすべての要件を満足し、かつ当該工事に直接携わる者以外の独立した者とする。

① 10年以上の現場経験を有する。

② 以下の資格の少なくとも1つ以上を有する。

イ 技術士

ロ 1級土木施工管理技士

ハ 1級造園施工管理技士

ニ 1級建築士

ホ 1級建築施工管理技士

ヘ 建築設備士

ト 1級電気主任技術者

チ 1級管工事施工管理技士

リ 1級電気工事施工管理技士

ヌ 1級建設機械施工技士

③ 以下のいずれかの内部監査研修を修了している。

イ 一般財団法人 日本規格協会（JRCA）の認定を受けている審査員研修機関が実施する内部監査員養成セミナー（研修）

ロ 以下の要件のいずれかを満たすことでイと同等と認められる受注者等の講師による社内研修

i 当該研修の講師が財団法人 日本規格協会（JRCA）の認定を受けている審査員研修機関が実施する審査員研修を修了している。

ii 当該研修の講師がイの研修を受け、その後内部監査チームのリーダー経験がある

④ ③の研修修了後、現場の作業所を対象に内部監査チームのリーダーを経験している。

## 9. 品質記録

受注者は、当該工事において作成した品質記録に関し、監督職員が提示又は写しの提出を求めた場合は、これに従わなければならない。

## 10. 検査時の提出書類

受注者の検査記録の確認に置き換えたものに関して、検査時に提出する品質管理及び出来形管理に関する書類については、必要項目が網羅され、監督職員の承諾が得られた場合には、指定様式によらず受注者の検査記録の様式により提出することができる。

## 11. その他

品質計画書、品質マネジメントシステム運用状況の把握、検査時の対応その他の取扱いについては、平成16年9月15日付け国関整契第435号、国関整技調第34号、国関整技評第33号「工事におけるISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて」によるものとし、本取扱いの承認を得た受注者に、別途、監督職員から通知する。

### 第54条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

### 第55条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。また、本工事は、現場における施工体制の点検を担当する施工体制調査員の指名は、別途監督職員より通知する。なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

### 第56条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和3年9月1日）第15条3項により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

### 第57条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式-15によるものとする。

### 第58条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和5年3月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。「要領」で特に記載がない項目については、原則と

して電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。なお、オンラインによる電子納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

#### 第59条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
  - ・「施工中、監督職員より文書等体制強化工事」は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

#### 第60条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員と工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

## 第2章 道路清掃工

#### 第61条 一般事項

1. 貸与機械を他出張所と共用で運用するため、清掃の実施時期等詳細については監督職員の指示によるものとする。
2. 作業実施サイクルは原則として均等になるように行うものとする。
3. 監督職員が必要と認めた場合は、指示により清掃作業及び清掃関連作業を行わせることがある。
4. 雨天、降雪等により途中で作業を中止した場合の出来型は実施数量により変更するものとする。
5. 作業中に構造物等の損傷及び不良箇所を発見した場合、又は通行止や異常気象、重大事故の発生を目撃した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。
6. 路面清掃の作業条件については当初以下のとおり想定しているが、監督職員と協議のうえ、変更の対象とする。

#### 作業条件

清掃延長：100km

塵埃量：0.2m<sup>3</sup>/km以上0.4m<sup>3</sup>/km未満

移動距離：100km

7. 路面清掃は、路面清掃車、散水車、ダンプトラック（オンロード・ディーゼル4t積級）の組合せとし、うちダンプトラックは持込とする。なお、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
8. 路面清掃で使用するブラシは当初「官貸与」とするが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

### 第62条 側溝清掃

1. 側溝清掃は、排水管清掃車、側溝清掃車（ブロワ式ホッパ容量4.5～5.0m<sup>3</sup>）、散水車の組合せとし、うち側溝清掃車は持込とする。清掃作業は、側溝内に堆積した土砂及び塵埃等の除去を行うものとし、柵蓋の開閉は丁寧にいき、破損しないよう注意するものとする。
2. 側溝清掃の作業条件については当初以下のとおり想定しているが、監督職員と協議のうえ、変更の対象とする。

#### 作業条件

清掃延長：100m

側溝断面積：0.125m<sup>2</sup>未満

積堆率：50%以上

移動距離：100km

### 第63条 排水管清掃

1. 排水管清掃は、排水管清掃車、側溝清掃車（ブロワ式ホッパ容量4.5～5.0m<sup>3</sup>）、散水車の組合せとし、うち側溝清掃車は持込とする。清掃作業は、道路縦・横断管内に堆積した土砂及び塵埃等の除去を行い、水が十分通り抜けるよう施工するものとする。
2. 排水管清掃の作業条件については当初以下のとおり想定しているが、監督職員と協議のうえ、変更の対象とする。

#### 作業条件

清掃延長：100m

管径：φ200mm以上φ400mm以下

堆積率：50%以上

移動距離：100km

### 第64条 集水柵清掃

1. 集水柵清掃は、排水管清掃車、側溝清掃車（ブロワ式ホッパ容量4.5～5.0m<sup>3</sup>）、散水車の組合せとし、うち側溝清掃車は持込とする。清掃作業は、集水柵内に堆積した土砂等の除去を行うものとし、柵蓋の開閉は丁寧にいき、破損しないよう注意するものとする。
2. 集水柵清掃の作業条件については当初以下のとおり想定しているが、監督職員と協議のうえ、変更の対象とする。

#### 作業条件

清掃数：100箇所

堆積厚：25cm未満

移動距離：100km

#### 第65条 給水

作業に使用する水は、水道水又は工業用水等とし、清掃機械の作業装置に悪影響を与えるような不純物の混入していない水を使用するものとする。なお、給水については佐久南管理ステーションにおいて行うことができるが、これによらない場合は事前に監督職員と協議するものとする。

#### 第66条 捨土

1. 本工事により発生する汚泥については以下のとおりとする。分別後の土砂の受け入れ先については監督職員と協議のうえ決定するものとする。当初発注においては以下により受け入れ費のみ計上している。

土砂塵埃受入費用 5,000円/m<sup>3</sup>

汚泥受入費用 30,000円/t

2. 搬出に先立ち、受け入れ条件について処理施設に確認しなければならない。
3. 搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
4. 工事発注後明らかになった事情により上記の指定により難しい場合は監督職員と協議するものとする。
5. 実際に受け入れに要した費用を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。

#### 第67条 基地

1. 道路清掃工で使用する基地は次のとおりとする。  
佐久南管理ステーション構内 佐久市桜井字下田 562-2
2. 受注者は、善良なる管理のもと基地を使用するものとし、やむを得ず破損等生じさせた場合においては、受注者の責において現状復旧、又は損害を賠償するものとする。
3. 本条第1項以外の場所を基地とする場合は、監督職員の承諾を得るものとする。
4. 出張所敷地内に常駐する車両は、貸与車両のみとする。

#### 第68条 作業報告

受注者は、1日の作業終了後、速やかに以下により作業報告書（別紙様式-16）等の関係書類を作成し、監督職員に提出するとともに清掃状況を報告し確認を受けなければならない。

項目	報告頻度
作業日報	必要の都度
タコグラフ	作業日毎
作業項目	必要の都度

### 第3章 除雪工

#### 第69条 除雪作業

1. 除雪作業は、別添-17「除雪出動基準」に基づき、監督職員の指示により行うものとする。
2. 凍結防止工  
(1) 薬剤散布の散布場所、散布量、時間、方法等については原則として監督職員の指示によるものとする。

- (2) 薬剤は塩化ナトリウムとする。但し、現場条件により変更が必要と思われる場合は、監督職員と協議するものとする。
  - (3) 人力薬剤散布については、原則として緊急対応時のみ行うものとし、凍結防止剤は塩化ナトリウムとする。但し、現場条件により変更が必要と思われる場合は、監督職員と協議するものとする。
3. 安全処理工  
作業方法等については、原則として監督職員の指示によるものとする。

第70条 廃棄物の搬出

- 1. 本工事により発生する廃棄物の搬出条件については当初以下のとおり想定しているが、施工に先立ち監督職員と協議のうえ決定するものとし、変更の対象とする。  
受入条件  
  - 運搬距離 15 km
  - 処分費用 40,000円/t (フレコンパック)
  - 受入時間 8:00~17:00
  - 休業日 日曜日・祝日
- 2. 搬出に際し搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 3. 実際に要した受入費を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。

第71条 出来形確認

出来形の確認は、別添-18「出来形確認方法」のとおりとする。

第72条 作業日報及び月報

- 1. 作業日報及び月報の様式は、別紙様式-19「除雪作業日報」及び別紙様式-20「除雪月報」によるものとする。
- 2. 受注者は、作業日報を作業日の翌日、作業月報を翌月10日までに監督職員に提出しなければならない。

第73条 待機及び待機補償費

- 1. 雪に関する注意報等が出て、降雪等の恐れがある場合に、監督職員が情報連絡員、オペレーターに待機を指示したときは、除雪ステーション等で待機しなければならない。
  - (1) 情報連絡員
    - ① 情報連絡員は、雪に関する情報、交通情報の収集整理を行うとともに、現場代理人との連絡系統を確保しなければならない。
    - ② 情報連絡員の待機補償時間は、除雪機械の稼働時間を除いた時間について補償するものとする。
  - (2) オペレーター  
オペレーターの待機補償時間は除雪機械の不稼働の場合に補償するものとする。
- 2. 待機補償とし下記の待機時間を見込んでいるが、増減が発生した場合は変更の対象とする。

(令和8年度)

区 分	規 格	時 間	摘 要
情報連絡員	昼間作業A	60時間	
	昼間作業B	80時間	
	夜間作業C	370時間	

	夜間作業 D	50 時間	
除雪トラック 凍結防止剤散布車 標識車	昼間作業 A	430 時間	オペレータ等
	昼間作業 B	290 時間	
	夜間作業 C	1,370 時間	
	夜間作業 D	300 時間	

(令和 9 年度)

区 分	規 格	時 間	摘 要
情報連絡員	昼間作業 A	60 時間	
	昼間作業 B	80 時間	
	夜間作業 C	370 時間	
	夜間作業 D	50 時間	
除雪トラック 凍結防止剤散布車 標識車	昼間作業 A	430 時間	オペレータ等
	昼間作業 B	290 時間	
	夜間作業 C	1,370 時間	
	夜間作業 D	300 時間	

#### 第 7 4 条 施設の利用

除雪機械を格納するための車庫及び薬剤補給のための以下の除雪ステーションの使用は無償とする。なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。ただし、光熱費、水道料、諸経費等は受注者負担とし、除雪ステーション内備品の滅失、破損は受注者の責において現状復帰または、損害を賠償するものとする。

除雪ステーション名	所在地
佐久南管理ステーション	佐久市桜井字下田 562-2

### 第 4 章 道路除草工

#### 第 7 5 条 一般施工

本工事の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。

#### 第 7 6 条 道路除草工

1. 除草前には、空き缶・ゴミ等の障害物を除去しておくものとする。
2. 機械除草の施工においては、現地状況から必要に応じて、飛石等により第三者に危険が及ばないように防護対策を行うものとする。なお、当初規格「飛石防護養生有り」については飛び石防護を見込んでいる。
3. 現地状況により、上下刃逆回転式草刈り機等の使用が必要となる場合、監督職員と協議の上、設計変更の対象とするものとする。
4. 現地状況等により機械除草（肩掛式）が困難な場合は監督職員と協議するものとする。

#### 第 7 7 条 処分費

処分費については当初見込んでいないが、必要となる場合は監督職員と協議するものとする。

## 第 5 章 道路維持

### 第 78 条 一般施工

工事作業日、日程、箇所及び数量等は監督職員の指示によるものとする。

### 第 79 条 応急処理（1）

1. 道路上で発生し、短期間で処理可能な全面的な作業を行うものとする。
2. 作業日・作業場所は全て監督職員の指示に基づいて行うものとする。
3. 作業終了後、別紙様式-21の「応急処理作業日報」を速やかに提出し、監督職員の確認を得るものとする。
4. 当初数量については下記のとおりであり、変更の対象とする。

（令和8年度）

区 分	規 格	単 位	数 量
普通作業員		人	1,140

（令和9年度）

区 分	規 格	単 位	数 量
普通作業員		人	1,140

### 第 80 条 応急処理（2）

1. 夜間道路上で発生し、短期間で処理可能な全面的な作業を行うものとする。
2. 作業日・作業場所は全て監督職員の指示に基づいて行うものとする。
3. 作業終了後、別紙様式-21の「応急処理作業日報」を速やかに提出し、監督職員の確認を得るものとする。
4. 当初数量については下記のとおりであり、変更の対象とする。

（令和8年度）

区 分	規 格	単 位	数 量
普通作業員		人	10

（令和9年度）

区 分	規 格	単 位	数 量
普通作業員		人	10

### 第 81 条 応急処理（3）

1. 冬期チェーン規制に係る作業を行うものとする。
2. 作業日・作業場所は全て監督職員の指示に基づいて行うものとする。
3. 作業終了後、別紙様式-21の「応急処理作業日報」を速やかに提出し、監督職員の確認を得るものとする。
4. 当初数量については下記のとおりであり、変更の対象とする。

（令和8年度）

区 分	規 格	単 位	数 量
-----	-----	-----	-----

普通作業員		人	250
-------	--	---	-----

(令和9年度)

区 分	規 格	単 位	数 量
普通作業員		人	250

## 第 6 章 道路巡回工

### 第 8 2 条 道路の巡回の目的及び内容

道路の巡回は、道路が常時良好な状態に保たれるよう、道路及び道路の利用状況を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して、適宜措置を講ずるとともに、道路管理上に必要な情報及び資料を収集することを目的とする。

巡回の内容については、別添-22「関東地方整備局道路巡回実施要領（案）（平成26年4月1日改訂）」（以下「巡回要領」という。）に準じて行うものとする。

### 第 8 3 条 履行体制等

#### 1. 期 間

令和8年4月1日から平成10年3月31日までの間

#### 2. 場 所

中部横断自動車道出張所管内（中部横断自動車道）

#### 3. 編 成

原則として、道路巡回員及び巡回運行員（以下、「道路巡回員等」という。）で構成する1班を1班（2交替）編制する。

#### 4. 従事体制、回数、履行時間

別添-23「履行体制表」のとおりとする。

#### 5. その他

巡回回数及び履行時間に大幅な変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

### 第 8 4 条 道路巡回員及び巡回運行員の資格

#### 1. 道路巡回員は、下記のいずれかの資格を有するものとする。

(1) 技術士（総合技術管理部門又は建設部門）の資格を有する者

(2) 一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者

(3) 土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会一般技術者の資格を有する者

(4) RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）

(5) 道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者

(6) 道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者

(7) 道路巡回業務、施設点検業務及び道路の維持管理に関する業務の経験を1年以上有する者

#### 2. 巡回運行員の資格は、下記（1）及び（2）の要件を満たす者とする。

(1) 普通自動車運転免許（AT車限定を除く。）を取得し、免許を受けていた期間が3年以上の者

(2) 年齢が65歳未満の者（令和8年4月1日現在）

## 第85条 道路巡回員等の選任

道路巡回に携わる道路巡回員等は複数登録できるものとし、受注者は作業着手時に道路巡回員及び巡回運行員の氏名及び資格証明書等の写しを監督職員に提出し、確認を受けるものとする。なお、変更する場合についても同様とする。

## 第86条 道路巡回員等の役割

### 1. 道路巡回員

原則としてパトロール車に乗車して、次条に掲げる任務を巡回運行員と協力して行うものとする。

### 2. 巡回運行員

パトロール車の日常管理及び運転を行うほか、次条に掲げる任務を道路巡回員と協力して行うものとする。なお、発注者が同乗する場合において、発注者が次条第2項各号に掲げる道路異常等臨機の事由を発見したと認められるときは、自主的に安全な場所にパトロール車を停止させて同条の任務を行うことができるものとする。

3. 道路巡回員等は、必要に応じて徒歩による巡回を行うものとする。

## 第87条 道路巡回員等の任務

### 1. 事前の準備

- (1) 道路巡回の出発に当たり巡回区間の状況を把握し、必要な車載常備機材の確認を行う等の十分な準備を行うこと。
- (2) 腕章を着用するとともに委託者が発行する道路巡回員証を携帯し、巡回中に第三者から請求があった場合は、これを提示するものとする。

### 2. 路上障害等発見時の措置

道路巡回中に本項各号の道路及び道路付属物の異常や路上障害等が発見したような場合若しくは、道路の不法占有を発見したときなど、パトロール車を停車させ、その状況について、調査・把握を行い、必要により速やかに電話等で監督職員に状況を報告するとともに、所要の対応をとるものとする。なお、交通の危険を防止するため、緊急的に措置を行わなければならない場合はその場でとりうる適切な措置を講ずるとともに、必要によりその状況について速やかに電話等で監督職員に報告するものとする。

- (1) 落下物を発見したとき
- (2) 路面ポットホールを発見したとき
- (3) ポットホール以外の路面損傷（ジョイント損傷・陥没）を発見したとき
- (4) 交通に危険を及ぼすおそれのある油漏れ等の汚染を発見したとき
- (5) 道路付属物（側溝・縁石等）の損傷を発見したとき
- (6) 道路占用物件の異常・損傷（水道の水漏れ、電柱の破損・倒壊等）を発見したとき
- (7) 防災施設（擁壁・法面等）の異常を発見したとき
- (8) 交通安全施設（ガードレール、防止柵、標識等）の損傷を発見したとき
- (9) 工事等による交通規制方法の不適切を発見したとき
- (10) 土砂崩れや落石を発見したとき
- (11) 交通に危険を及ぼすおそれのある道路区域外の倒木等が発見したとき
- (12) ブリンカーライトや道路照明の不点灯や異常点灯を発見したとき
- (13) 散水融雪設備の故障や異常を発見したとき
- (14) 路面冠水・路面凍結を発見したとき
- (15) 新たな不法占用を発見したとき
- (16) 道路工事許可を受けていない工事が発見したとき
- (17) 交通事故を目撃し、道路管理者として対応すべきとき

- (18) その他、歩行者や車両交通の安全に影響を及ぼす事象を発見したとき
3. 安全対策の徹底  
任務遂行に当たっては、以下の安全対策を行うものとする。  
(1) 黄色回転灯を点灯させて後続車両の追突防止を図ること。  
(2) パトロール車は、路肩または非常駐車帯等の安全な場所に停車すること。  
(3) パトロール車の標識装置を有効に活用すること。  
(4) その他、交通量、気象状況、地形等を考慮して必要な対策を講ずること。
4. 道路巡回状況の資料化  
(1) 道路巡回中に措置を行った事象については、必ず写真撮影を行うものとする。  
(2) 占用工事の実施状況や道路交通状況等について適時写真撮影を行い、道路管理状況の記録とすること。
5. パトロール日誌の提出等  
道路巡回結果の記録は、次の各号によるものとする。  
(1) 道路巡回により把握した事項、措置した事項については日誌を作成のうえ、写真等の関連資料とともに道路巡回終了後監督職員に提出しなければならない。但し、閉庁日等の理由で上記により難しい場合は、翌実施日に提出するものとする。  
(2) 上記(1)でいう日誌は、パトロール日誌（別紙様式-24）、業務日誌（別紙様式-25）、作業日報（別紙様式-26）とする。  
(3) 道路巡回中に撮影した写真は、日時・状態を記録し、整理するものとする。

#### 第88条 異常気象時における道路巡回

長野国道事務所の「防災業務計画」により、風水害・地震災害等による体制が発令され、監督職員から指示された場合には、道路巡回等を行うものとし、設計変更の対象とする。

#### 第89条 パトロール車

##### 1. 原形復旧義務等

受注者は、使用するパトロール車（車両の附属品を含む。）を滅失したときは、同等品以上の代物を弁償し毀損したとき原形に復旧しなければならないものとする。

##### 2. パトロール車の保管場所等

受注者に管理を委託するパトロール車及び保管場所は、別添-27のとおりとする。

##### 3. 車両の管理及び点検等

次の各号のとおりとする。

なお、受注者は各月末をもって「車両走行実績及び車両管理報告書」を別紙様式-28により作成し翌月10日までに監督職員に提出するものとする。

###### (1) 車両の管理

###### (2) 車両の日常点検整備

受注者は、業務の履行時間内に車両の整備及びワックスがけ等を適宜行うものとする。

###### (3) ガソリン・軽油・油脂の購入と給油

###### (4) 消耗品、備品の管理

###### (5) 自動車保険（任意保険）に関する事項

###### (6) 事故処理に関する事項

###### (7) その他各号に付帯する事項

##### 4. 受注者の遵守事項

(1) 監督職員の承諾なしにパトロール車を本工事以外の目的に使用してはならないもの

とする。

- (2) 道路交通法その他関係法令等を遵守し、関連道路等の地理に精通しておかなければならないものとする。

#### 5. パトロール車の変更等

- (1) 監督職員は、必要がある場合は、受注者に対して書面による通知をもってパトロール車を変更できるものとし、設計変更の対象とする場合がある。
- (2) パトロール車に故障等が生じて使用できない場合は、受注者は監督職員に遅滞なく報告を行い、指示を受けること。
- (3) 車両点検等で官所有のパトロール車が使用できない場合は、監督職員と協議を行うものとし、設計変更の対象とする。

#### 6. 自動車保険の加入

- (1) 本工事で管理するパトロール車にかかる自動車保険契約の保険金額は、次のとおりとする。

担保項目	車両賠償	対人賠償	対物賠償	搭乗者賠償
保険金額	査定額	10,000万円以上	200万円以上	500万円以上

なお、自動車保険（任意保険）料については当初6,000円／台・月を想定しているが、施工に先立ち監督職員と協議のうえ決定するものとし、変更の対象とする。

- (2) 保険加入に必要な車両の仕様は、別添-29のとおりである。

#### 7. 費用負担

パトロール車にかかる費用負担については、別添-30の「費用負担区分表」に基づき発注者及び受注者が負担するものとする。

なお、費用負担区分表に定めのない事項については、協議のうえ行うものとする。

#### 8. 燃料等

パトロール車に使用する燃料等は、次の各号に定めるものを使用するものとする。

- (1) 燃料は、車種に適合した軽油又はガソリン、CNGを使用するものとする。
- (2) エンジンオイルは、四季を通じて使用可能なものとし、冬期は不凍液を使用する。
- (3) その他のものは、車種による純正品を使用する。

#### 9. エンジンオイルの交換

パトロール車の走行距離が概ね4,000km毎にエンジンオイルを交換するものとする。

#### 10. 事故等の報告

- (1) 受注者は、作業中に事故等が発生した場合は、負傷者の救護、警察・消防へ報告及び危険防止の措置を講ずるとともに速やかにその状況を監督職員に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、事故等に伴い業務の遂行に支障がでないよう速やかに要員等の確保に努めるものとする。

### 第90条 成果品

成果品は、第87条第5項により作成した日誌及び写真等関連資料を提出するものとする。

### 第91条 その他

1. 業務の履行に当たっては、閉庁日を除き庁舎の一部を使用することができるものとする。なお、庁舎使用については、別途使用貸借契約を締結するものとする。

2. 業務に必要な机・椅子等の備品及び消耗品は、別途使用契約を締結するものとする。
3. 受注者は、貸与された備品及び消耗品は、善良な管理を行わなければならない。
4. 道路巡回員等の作業服・安全帽等は受注者で用意するものとする。

## 第92条 点検支援技術活用

道路巡回工は点検支援技術の活用を原則とする工種である。道路巡回工における点検支援技術の活用は、機器等の特性を生かして、「国が管理する一般国道及び高速自動車国道の維持管理基準（案）」における道路巡回時の「道路の異常」や「道路施設の状況等」の確認作業を実施することで、確認・記録作業の省力化と高度化を図ることを目的とする。ここでいう点検支援技術とは、「点検支援技術 性能カタログ（国土交通省）」に掲載されている技術などを指す。（参考）点検支援技術性能カタログ（国土交通省）

<https://www.mlit.go.jp/road/tech/zyunshi-list.html>

受注者は、ポットホールの確認及び区画線の劣化状況の把握について、「点検支援技術性能カタログ」に掲載された技術を原則として活用するものとし、カタログに掲載している技術の選定にあたって、ポットホールの検出率及び区画線のランク1判定の検出率、的中率がいずれも80%以上のものから選定する。

ただし、携帯電話端末やドライブレコーダなどによる車両搭載機器型は、道路管理者所有の車両に設置し、一定期間繰り返し走行し測定することを想定しており、データを積み重ねて精度を高めることが出来るため、カタログ掲載された技術であれば、80%未満の精度であっても選定可能とする。その場合、具体的な調査方法や活用する箇所等については、監督職員と協議のうえ決定する。なお、現地状況や機器調達などの受注者の責によらない場合や点検支援技術の活用による効率化や業務品質確保が図られない場合は、監督職員と協議のうえ対象外とすることができる。

点検支援技術の活用に係る費用については当初見込んでいないが監督職員と協議のうえ設計変更の対象とする。

## 第93条 その他

その他定めなき事項や疑義が生じた事項については、監督職員と協議するものとする。

## 第7章 その他

## 第94条 道路台帳

道路台帳等の資料作成は、監督職員の指示によるものとする。

## 第95条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

## 第96条 問合せ番号及び路上規制情報システム

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

## 第97条 工事現場における説明の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果・工事名、工事内容、連絡先を記した工事

説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

#### 第98条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、道路区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

#### 第99条 道路施設基本データの作成

本工事の完成時には、以下に示す「道路施設基本データ」を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の台帳は作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して「道路施設基本データ」の内容について、説明を求めることがある。

なお、作成にかかる費用については当初見込んでいないが、作成が必要となる場合は監督職員と協議のうえ、設計変更にて処理するものとする。

##### 1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I . T . V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行者道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
	構造物	D010		橋梁	および付属施設
D020		橋側歩道橋	E160	落石防止施設	
D030		横断歩道橋	E170	消雪パイプ	
D040		トンネル	E180	ロードヒーティング	
D050		洞門	E190	除雪ステーション	
D060		スノーシェッド	E200	防災備蓄	
D070		地下横断歩道	E210	共同溝	
D080		道路BOX等	E220	C A B電線共同溝	
D090		横断BOX等	E230	植栽	
D100		パイプカルバート	E240	遮音施設	
	D120	擁壁	E250	遮光フェンス	
	D130	スノーシェルター	E270	流雪溝	
	E010	防護柵	E310	防雪林	
	E020	道路照明	E320	路側放送	
	E030	視線誘導標（反射式）	E330	光ケーブル施設	

E040	視線誘導標（自光式）	E340	道路反射鏡
E050	道路標識	E350	ビーコン

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路施設基本データ作成要領』によるものとする。
  3. 道路施設基本データは、『道路施設基本データ入力支援システム』で作成する。  
[http://.nilim-cdrw.jp/rd\\_tool.html](http://.nilim-cdrw.jp/rd_tool.html)
  4. 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、CORINS登録時の「工事契約コード番号」とする。
  5. 道路施設基本データに係わる提出物として、以下のものを提出する。なお、道路施設基本データの作成部数は、各1部とする。
    - ① 道路施設基本データ総括表
    - ② 道路施設基本データ一覧表
    - ③ 道路施設基本データ詳細表
    - ④ 道路施設基本データ
    - ⑤ 道路施設位置図
    - ⑥ 道路施設一般図
    - ⑦ 現況写真
    - ⑧ 施工時における施設情報の関連資料
- ※ ④から⑦を電子データ媒体（CD-R 又は DVD）にて提出する。